

## 特別支援教育就学奨励費支給対象品目について

### 各経費の支給対象品目の例

	支給対象となる経費	支給対象とならない経費
学用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名札、校章</li> <li>・ノート、下敷き、筆箱、鉛筆削り</li> <li>・筆記用具（鉛筆、消しゴム、油性ペン等）</li> <li>・体育用靴、体操着、ゼッケン</li> <li>・上履き、上履き入れ</li> <li>・給食用ナプキン、配膳用マスク</li> <li>・水筒、弁当箱</li> <li>・習字セット、裁縫道具、算数セット</li> <li>・スクール水着、水泳帽</li> <li>・プール用バスタオル、ゴーグル</li> <li>・縄跳び、彫刻刀</li> <li>・色鉛筆、クレヨン、絵の具セット</li> <li>・リコーダー、鍵盤ハーモニカ</li> <li>・防災ずきん、雑巾（いずれも授業、学校生活で使用するもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メガネ、財布</li> <li>・下着類、ハンカチ、タイツ</li> <li>・衣服（体操着を除く）、着替え用衣服</li> <li>・部活動に関するもの（ユニフォーム、スパイク等）</li> <li>・家庭学習用品（学習机、ドリル等）</li> <li>・リュックサック、修学旅行用バッグ</li> <li>・腕時計</li> <li>・卒業アルバムの経費</li> <li>・PTA会費</li> <li>・学級写真の経費</li> <li>・日本スポーツ振興センター共済掛金</li> <li>・手袋、マフラー</li> <li>・防寒用ジャンパー、コート</li> </ul>
通学用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制服（制服が指定されている学校に限る）</li> <li>・通学用鞆、ランドセル、ランドセルカバー</li> <li>・通学用靴</li> <li>・雨靴、雨傘</li> <li>・レインコート、雨がっぱ</li> <li>・防犯ブザー、反射材</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校で徴収する教材費や実習等の材料費（学校で処理するので保護者の報告は不要）</li> </ul>	

※ 支給対象品目の判断に迷うような場合は、通学先の学校か、教育委員会学校教育課（85-6442）へご相談ください。

※ 「新入学児童生徒学用品費」は、平成31年4月までに購入したものが対象となります。

※ 「学用品等購入費」は、平成31年2月から令和2年1月までに購入したものが対象となります。

※ 公費で購入したものは対象外になります。

※ 学校徴収金で購入したのものについては、学校で処理するので、報告書の提出は不要です。

★ 対象となる学用品や通学用品を購入される際には、必ず領収書又はレシートを発行してもらってください。無いものについては対象外となる場合があります。

★ 領収書には、宛名（保護者または児童生徒の氏名）と品名（複数ある時はすべての物品名）を必ず書いてもらうようにしてください。